

移動販売車誘致事業募集要領

1 目的

市立公園（都市公園及び都市公園以外の公園）のオープンスペースを活用した魅力づくりの一環として移動販売車（キッチンカー）を活用した飲食物等の販売を実施することにより、市立公園のにぎわいや交流の場としての機能を活性化させるものです。

さらに、市立公園のオープンスペースの利用を促進させ、まちのにぎわいづくりに寄与することを目的とします。

2 事業実施期間

令和4年（2022年）4月1日から

※ ただし、出店許可は年度ごとの処理とします。

3 出店場所・募集台数

- | | |
|------------------------------------|---------|
| (1) まつばら綾瀬川公園（草加市松江一丁目54番ほか）修景施設周辺 | 5台 |
| (2) 松原団地記念公園（草加市松原三丁目1638番6）広場周辺 | 5台 |
| (3) そうか公園（草加市柿木町地内272番1）入口広場周辺ほか | 5台以上 |
| (4) 市が指定する場所（市が協議した場合） | 協議により決定 |

4 許可可能面積

30㎡以内（5m×6mを想定。テーブルやパラソル等を含む）

5 年度当初からの出店に対する募集時期

(1) 1期募集

上記3の(1)まつばら綾瀬川公園・(2)松原団地記念公園を先行し募集します。1公園に対して、5台を超える応募があった場合は抽選とします※。募集期間は、前年度2月1週目～3月1週目をめどに行う予定です。

※ 市内業者（個人の場合は代表者の住所が市内であること。法人の場合は、本社が市内にあること）の応募を優先決定の上、抽選を行います。

(2) 2期募集

上記3の(3)そうか公園の募集を行います。今後のそうか公園のリニューアル検討に当たり必要となるニーズ把握等の調査に協力いただくことを前提とし、1期募集の応募・決定状況の結果を踏まえ、募集要項を別途定めた上で、募集する予定です。募集期間は前年度3月1週目～3月2週目をめどに行う予定です。

6 出店等

(1) 出店許可期間について

各年度の4月1日から翌年3月31日まで

(2) 出店不可日について

下記に示す公園で（大規模）イベント等*が実施される際には、営業不可とします。また、災害、疫病の流行など、市立公園の管理上特に必要（支障）があると認めた場合には市の判断により、出店を一定期間、ご遠慮いただく場合があります。

※ 出店ができない想定イベント

① まつばら綾瀬川公園

（４月）こどもフェスタ、（１０月～１１月）ふささら祭り、（１０月～１１月）商工会議所祭り、（３月）草加松原太鼓橋ロードレース大会

② 松原団地記念公園

（２～３か月おき）ピクニック

いずれの公園も、上記以外の想定していないイベントが開催される可能性があります。

(3) 出店日の変更及び出店料（使用料）について

雨天等により出店を中止する場合には、市に事前に連絡してください。

また、当初、出店申請した予備日への変更はできますが、予備日にも出店できなかった場合及び出店申請時に予備日を設定していない場合は、出店日の変更はできません（出店料（使用料）は返金（還付）しません）。

(4) 出店許可について

出店許可については、出店申請を行い、市から行為許可書及び占用許可書が交付され、出店料（使用料）を前納することが条件となります。

7 営業許可時間

午前９時^{*1}から夕焼けチャイム^{*2}まで

※１ 設営は午前８時３０分より前には行わないでください。

※２ 夕焼けチャイムが放送を開始したらオーダーストップしてください（その時点で並んでいる方のオーダーを受けることは可とします。）

注）営業時間内であれば、出店する時刻の短縮も可とします。

（例：午前１０時から午後３時までなど行為許可申請書提出時に記載のこと）

【参考】夕やけチャイム放送時間開始時刻

３月～８月：午後５時２８分、９・１０月：午後４時５８分、：１１月～翌年２月：午後４時２８分

8 出店料（使用料）

１公園につき月額１万円（税込み）

※ 出店期間分の総額を前納してください。

※ 今後の売上状況等を注視し、年度内に料金改定を行う場合があります。

9 販売可能物品について

食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物に限ります*。

※ 営業許可の範囲内の飲食物であっても、状況（既存店舗の販売品目と重なる場合、公園利用者等からの苦情など）により、販売の認められない場合があります。

10 報告書等の提出

次に示す報告書を提出してください。期限までに提出がない場合は、許可を取り消す場合があります。

(1) 報告書（記載内容。すべて必須）

① 各月の出店日ごとの来客数・売上

② 出店中に利用者から販売品目等について要望があった場合は、その内容

③ 売上の傾向（ニーズに関する所見）

（例：飲み物は売れたが、食べ物は売れなかった。ソフトクリームは売れたが、ホットドッグは売れなかった等）

(2) 提出期限・提出方法

翌月10日までに持参、FAX、郵送（消印有効）又はEメールで提出してください。

11 提出書類

出店申請に必要な書類は次のとおりです。

(1) 公園内行為許可申請書（1年毎に提出）。

(2) 公園占用許可申請書（3か月毎に提出）。

※ 同一年度内の(2)提出時は、(3)から(12)の添付は原則、不要とします。

ただし、下記13 その他(11)に抵触するものや、市が提出を求めた書類は除きます。

(3) 食品衛生法に基づく営業許可証の写し（販売品目に応じた許可証であることが必要）。

(4) 食品衛生責任者証又はそれに代わる資格証の写し。

(5) 食品賠償責任保険（PL保険等）の加入証明書の写し。

(6) 出店車両の車検証の写し。

(7) 出店車両の写真（車幅、車高、ナンバープレート番号等が分かるもの）。

(8) 事業概要書（様式任意）。

(9) 直近の年度の地方税の納税証明書。

(10) 直近の年度の国税の納税証明書。

(11) 誓約書。

(12) 出店レイアウト図（様式任意）。

※ 出店時に使用する総面積が算出できるもの。

（車両、看板、テーブル、椅子、パラソル等の配置・個々の面積等を記載）

12 出店資格

次の(1)から(5)までの要件を満たすことが出店の資格となります。

(1) 草加市内での営業に必要な公的機関が発行した営業許可証を有する者。

(2) 食品衛生責任者又はそれに代わる資格を有する者。

(3) 食品賠償責任保険（PL保険等）に加入していること。

(4) 保健所が定める適切な衛生管理及び加工（調理等）が行える者。

※ 出店許可申請の審査に当たっては、関係機関等に身分照会をする場合があります。

(5) 使用する車両の形状・重量が、公園施設に影響を及ぼさない範囲であること。

13 応募（出店）禁止事業者

次のいずれかに該当する者は、応募（出店）できません。

- (1) 制限能力者（成年被後見人、被補佐人、被補助人及び未成年者）。
- (2) 破産者であって復権していない者及び会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全である者。
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者。
- (4) 懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行が終わっていない者。
- (5) 禁錮以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留又は起訴された者で判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者。
- (6) 過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者。
- (7) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあると認められた者。
- (8) 国税及び地方税を滞納している者。
- (9) 暴力団関係者及びその繋がりとされる者。
- (10) 政治性及び宗教性のある事業者。
- (11) 公序良俗に反する者及び各種法令に違反している事業者。
- (12) 公園の円滑な運営に支障を来す又はそのおそれのある事業者。

14 【重要】注意事項

- (1) 移動販売車の搬入及び搬出は出店者で行ってください。
- (2) 営業中は、草加市が発行する公園内行為許可書・占用許可書を常に来園者から見える場所へ掲示してください。
- (3) 出店者は、店及びその周辺を適時清掃し、公園の美化に努めてください。
- (4) 電力、調理用の水、その他販売に関わるものは出店者で用意してください。
- (5) 火を使用する場合には、事前に必ず消防署と協議を行い、消防署の指導に従い消火器等の消火器具を設置してください。
- (6) 出店日は屋外にゴミ箱を設置し、排水及びゴミは出店者が持ち帰り、適正に処分してください。また、購入者に対してゴミの適正な処理を促してください。
- (7) 出店時間終了後は原状復旧してください。
- (8) 出店に起因する事故や苦情（販売品や営業方法に関するものを含む。）は出店者が全責任を負い、誠意をもって対応してください。
- (9) 食中毒予防のため保健所による改善指導を行う場合があります。
- (10) 出店時にBGM等を流す場合は、近隣及び他の出店者に配慮し迷惑とならないよう注意してください。

- (11) 「10 提出書類」で提出した書類のうち、許可期間中に期限が到来する書類（営業許可証、食品賠償責任保険、車検証等）については、適正に更新手続を行うとともに更新後の書類を速やかに提出してください。
- (12) 車両の進入及び退出について以下の事項を守ってください。
- ① 園内走行の際は、公園利用者の安全を最優先とし、徐行やハザードランプ点灯などによる安全運転に努めてください。
 - ② 車両は園内の指定された場所以外に駐車しないでください。
また、出店営業終了後は、後片付けの上、速やかに園外へ退出してください。
 - ③ 車両退出の際は、使用した場所を原状復旧してください。
- (13) アレルゲン表示の義務は、食品表示法で加工食品に限られていますが、出店者の判断で消費者への配慮を行ってください（事前に食品アレルギーがあるか確認する等）。
- (14) 疫病（新型コロナウイルス等）の対策を実施し、衛生管理を徹底してください。
- (15) 食中毒予防のため、保健所による改善指導を受ける場合があります。
- (16) 出店許可後に、次の事項に該当した場合、出店許可を取り消すことがあります。なお、出店許可の取消により出店者に損害が生じても、市は一切の責任を負いません。
- ① 出店禁止事業者であることが発覚した場合。
 - ② 上記注意事項に違反する行為を行った場合。
 - ③ 虚偽の出店申請が発覚した場合。
 - ④ 市に連絡なく出店を取り止めた場合。
 - ⑤ 市と事前に協議なく営業時間を変更した場合。
 - ⑥ 出店許可を受けた販売行為以外の行為を行った場合。
 - ⑦ 許可なく大幅なレイアウト変更をした場合。
 - ⑧ 更新手続を行わない場合
 - ⑨ 公序良俗に反する行為や各種法令に違反する行為をした場合。
 - ⑩ 出店料（使用料）を納めない場合。
 - ⑪ その他公園の円滑な運営に支障を来す又はそのおそれのある行為をした場合。
- (17) 出店料（使用料）は原則、返金（還付）しません。
雨天等による出店中止、当初に出店申請した予備日においても出店できなかった場合、当初出店申請時に予備日を申請せず日程変更できなかった場合又は上記(16)により許可を取り消した場合も含みます。
ただし、災害、疫病の流行など出店者の責任によらない理由により市立公園を使用することができない場合は、市の判断により還付する場合があります。
- (18) 出店者は出店に伴い市立公園の施設並びに第三者に損害を及ぼしたときは出店者の責任において、その損害を賠償してください。
- (19) 移動販売車の破損、紛失等について、市は一切の責任を負いません。
- (20) 本要領に記載のない事項を含め、出店するために必要な費用は原則として出店者の負担となり、出店に関する権利を他者に譲渡することはできません。
なお、本要領に定めのない事項は、市と出店者で協議することとします。

15 出店申請書類提出先及び問合せ先

〒340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 草加市役所本庁舎5階

草加市みどり公園課 保全・育成係

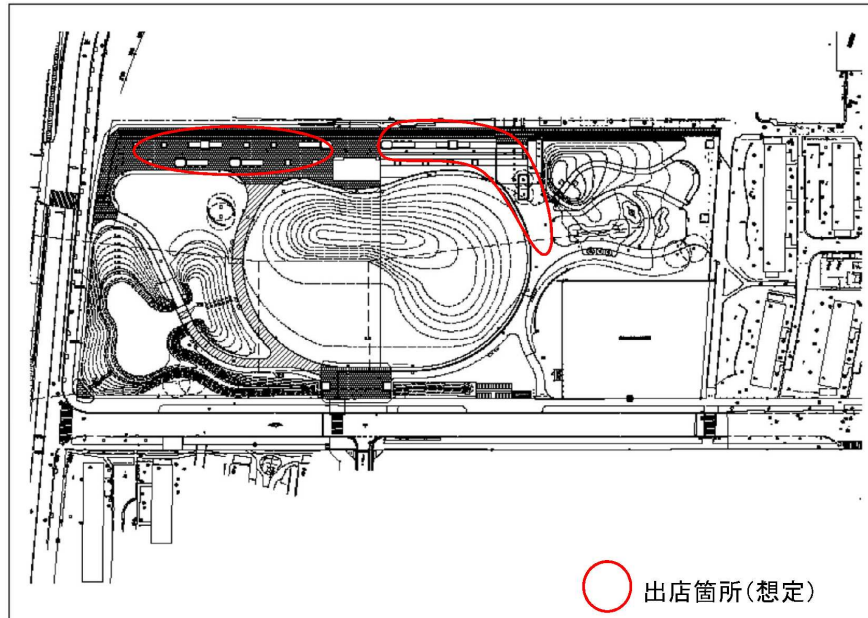
電 話 048-922-1973（直通） F A X 048-922-3145

附 則

この要領は、令和6年2月1日から施行します。

出店可能範囲

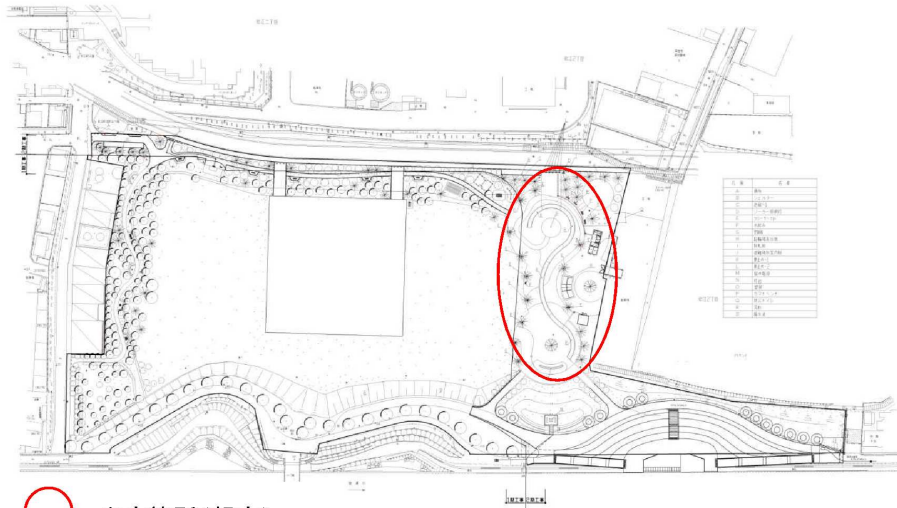
松原団地記念公園 案内図



そうか公園(入口広場) 案内図



まつばら綾瀬川公園 案内図



○ 出店箇所(想定)